

再生利用認定制度

- 廃棄物の処理（業の実施・施設設置）については、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は都道府県等による許可制
- 再生利用認定制度は、環境大臣の認定を受けた者については、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、又は施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる特例
- ただし認定にあたっては、廃棄物の種類・再生利用の内容の基準・人的基準・施設の基準に係る要件を満たす必要がある。

1) 認定の対象となる廃棄物

認定の対象となる廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、廃棄物自体が生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に指定することとしている。

【具体例】

廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）に含まれる鉄をセメント原料として使用する場合
廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石の還元剤に用いるために再生する場合

廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する場合（一般廃棄物のみ）

廃プラスチック類をコークス炉においてコークスと炭化水素油に再生し使用する場合（産業廃棄物のみ）

シリコン含有汚泥を転炉又は電気炉において溶鋼の脱酸材として使用する場合（産業廃棄物のみ）

など

2) 認定の基準

再生利用の内容の基準

共通の基準として

- ・ 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格等、利用者の需要を判断するに足る条件が整

備されていること

- ・ 再生品の使用に伴って生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないもの

等の要件が定められているほか、環境大臣が指定する廃棄物ごとに指定廃棄物に即した再生利用の内容の基準を定め得ることとしている。

再生利用を行い、又は行おうとする者の基準

再生利用を行い、又は行おうとする者の基準としては、再生利用を5年以上業としての的確に行っている等の経理的及び技術的能力、適切な管理の実施能力、欠格要件等についての基準を設定しているほか、環境大臣が指定する廃棄物ごとに基準を定め得ることとしている。

再生利用の用に供する施設の基準

再生利用の用に供する施設の基準としては、廃棄物の処理施設として通常有すべき内容を有するとともに、法第8条あるいは法第15条に規定する廃棄物処理施設に該当する場合にはその基準に適合すること、施設の設置に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること等を共通の基準とし、環境大臣が指定する廃棄物ごとに基準を定め得ることとしている。

イメージ図

